

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考にとられた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。  
また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

## ○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

徳島県				
時間・区域の区分		昼間 (7:00~19:00)	朝(5:00~7:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日5:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	55
第4種区域	-	70	65	60
-	上記以外の地域	65	60	55
対象地域	・法規制:徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、石井町、那賀川町、羽ノ浦町、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、三野町、三好町及び池田町。(具体的な区域区分は図面に記載)			
備考	・県条例で法規制指定地域以外の地域を新設			
条例・規則等	徳島県生活環境保全条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
香川県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市(旧志度町の区域)、大内町、牟礼町、香川町、直島町、国分寺町、飯山町、宇多津町、多度津町、高瀬町、三野町、大野原町、豊中町、詫間町、仁尾町及び豊浜町の大部分の区域			
条例・規則等	香川県公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音規制の概要			
更新月	2005年9月			

愛媛県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第一種区域	-	50	45	45
第二種区域	-	60	50	45
第三種区域	-	65	65	50
第四種区域	-	70	70	60
対象地域	宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、伊予郡松前町、区域指定がある。確認すること。			
備考	・第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			
条例・規則等	愛媛県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
高知県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	50	45	40
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	55	50	45
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域	65	60	55
第4種区域	として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	70	65	60
対象地域	物部村、芸西村、伊野町、土佐市、土佐山田町、土佐清水市、室戸市、須崎市、安芸市、宿毛市、中村市、南国市の区域のうち別図に示す区域			
条例・規則等	高知県公害防止条例施行規則 音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			